

1回だけ試すつもりが、翌月も送られてきた健康食品

インターネットの通信販売で健康食品を購入しました。割引価格だったので、1回だけ試すつもりで注文したところ、同じ商品が翌月も送られてきました。広告を再度確認すると、「初回割引。3回以上の定期購入が条件。」と書かれていました。解約・返品できますでしょうか？

回答

健康食品などの通信販売で、定期購入が条件となっており、その期間中は解約ができない契約が増えています。

購入前には、ホームページの広告や最終確認画面を見て、契約条件や解約・返品ルールをよく確認しましょう。



解説

割引価格の「初回」「モニター」「お試し」などの記載がある場合は、契約条件に注意しましょう。

継続購入は「通信販売の広告表示の規則」により、継続契約であることや、金額・契約期間等の条件を広告に示すこととしています。定期購入であることについて消費者が容易に認識できる表示がない場合は、この業者は行政処分の対象となります。

返品については、インターネット通販をはじめ通信販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。送料負担をはじめとする返品特約は、購入申込前に必ず確認しましょう。

「困ったな」と思ったら、まずはご相談を！

相談先

- ・長万部町産業振興課 ☎2-2455
- ・消費者ホットライン（局番なし） ☎188（函館消費者センターまたは国民生活センターへ繋がります）

こんにちは

八雲警察署です

ここからつながる、未来のために



落氷雪、除雪等作業中の事故防止

1 早めの氷雪下ろしを

氷雪が屋根からせり出している軒下などは、危険ですので近づかないようにしましょう。また、氷雪は早めに下ろして、落氷雪による事故を防止しましょう。

2 雪下ろし等の作業は複数かつ安全確保

作業するときは、補助者を置くなど複数で行うとともに、転落防止や万一のときに備え、万全の措置を講じ、自身の安全を確保しましょう。

3 除雪機に注意

除雪作業時は、作業に適した服装を着用し、衣類を巻き込まれたりしないようエンジンを掛けたまま雪詰まりを取り除くなどの作業は絶対にやめましょう。

飲酒運転の根絶

1 飲酒運転は悪質で重大な犯罪！

二日酔いでの運転も「飲酒運転」です。少しでも身体にアルコールが残っているようなら、運転は絶対にやめましょう。

2 飲酒運転は、運転者以外も処罰の対象！

車を運転する恐れのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗すると、たとえお酒を飲んでいなくても処罰の対象になります。

3 「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止！

仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けましょう。

4 飲酒運転情報の提供！

北海道警察ホームページ上に「飲酒運転ゼロボックス」を開設して、メールで飲酒運転情報を受付しています。

左記QRコードからアクセスできますので、ぜひ情報をお寄せください。

ただし、すぐに対応が必要な場合は、110番通報をしてください。



（飲酒運転ゼロボックス）